## 平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	地方行財政					政策の予算額・執行額(百万円)			評価実施 (予定)時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策4:地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等					22 年度	Ę	23 年度		自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外 国人住民基本台帳室、市町村体制整備課、行 政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、 福利課
基本目標	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって 地域主権型社会の確立を目指す。					47 百万F	Ħ	68 百万円	担当部局	
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の 整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給 与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					23 百万F	<b>"</b>		作成 責任者名	総務室長 菅野 孝志
			指標の設定に		指標の状況					
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標 		目標(値) 【目標年度】	ついての考え方 (施策目標との因果関係)	21 年度	実績	22 年度実績		実施状況及び施策目標の達成状況	
地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1	地方自治法の抜本改正	指し、地方行財政検 討会議において、中 期的に地方自治法の 抜本的な見直しにつ いて検討を進め、成 案が得られた検討結 果を地方自治法改正 案として取りまと	域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組み	常国会に地方自 を改正する法律 ・議員定数の法 廃 ・議決事件の範 ・地方分権改革 基づく義務付け	田治法の一部 案を提出。 法定上限の撤 囲の拡大 重推進計画に	しの方向 この中で とめ、第	P成 22 年中の地方行財政検討会議における議論等を踏まえ、今後の地方自治法の技力の方向性を「地方自治法の技本改正についての考え方(平成 22 年)」として取りまとこの中で速やかに制度化を図ることとした事項については、地方自治法改正案として基地の、第 177 回通常国会に提出すべく準備を進めている。 はお、第 174 回通常国会に提出された地方自治法改正案は、平成 23 年 5 月 2 日に公託。		ての考え方(平成22年)」として取りまとめた。 『項については、地方自治法改正案として取りま 『進めている。
	2	地方公共団体の組織及び運営に ついての自由度の拡大の具現化	ため、行政機関等の 共同設置を可能とす る地方自治法改正案	後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択 肢を用意した上で、市町村がこれ	(20 年 7 月 1 日 ①事務の委託 ②一部事務組合	1現在) 5, 109 件 1, 664 件 設置 407 件	(22 年 ①事務(2) ②一部 ③機関等 ④協議会	共同処理の件数 7月1日現在) の委託 5,264件 事務組合 1,572件 等の共同設置395件 会 216件 連合 115件	伴う一部事務 した(総件数) 査結果につい 効率的な行 るため、議会	ている総件数及び関係団体数は、市町村合併に 組合や協議会の解散等により前回調査から減少 △13件、関係団体数△1,080団体)。これらの調 て各地方公共団体に情報提供を実施した。 政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とす 事務局、保健所などの行政機関、部や課などの 監査委員などの事務局並びに書記長などの議会

		立後は、各地方公共	情報提供等を行うことを目標とす			の職員についても、執行機関としての委員会又は委員や執行
		団体の主体的な取組	るもの。			機関の附属機関と同様に共同設置を行うことができる地方自
		を支援するため、取				治法の一部を改正する法律が、第 177 回通常国会において可
		組状況を把握し必要				決・成立し、平成 23 年 5 月 2 日に公布された。
		な情報を提供				
		【22 年度】				
住民の利便が増進	住民票の写し等の交付に係る	6住 コンビニでの交付サ	コンビニでの交付サービスが拡大	導入団体 4団体	導入団体 41 団体	住民の利便性の向上に資するため、「コンビニ等における住民
すること及び国及	民の利便性の向上	ービスについて、新	することで、住民の利便性の拡大		(23 年 4 月 1 日時点)	票の写し等の交付の拡充に関する調査・分析」を実施し、現
び地方公共団体の		たに 20 団体の導入	につながるため、指標として設定。			行の住民票の写し等の交付を行っている事業者以外の事業者
行政が合理化され	3	【22 年度】				への拡大や、実施地方公共団体数の拡大のための方策を検討
ること						した。コンビニでの住民票の写し等の交付サービスの導入団
						体は 41 団体に達し、取組が進展していると評価できる。
	住民基本台帳法関係法令改正	Eの 個人情報保護に十分	請求時における本人確認を厳格化	住民基本台帳の閲覧件数	住民基本台帳の閲覧件数	平成18年の住民基本台帳法改正後の住民基本台帳閲覧制度及
	効果(閲覧件数の変化等)	留意した住民基本台	するなど、個人情報保護に十分留	140, 557 件	223, 930 件	び平成19年の住民基本台帳法改正後の住民票の写し等の交付
		帳の閲覧・交付制度	意した住民基本台帳の閲覧・交付	(20 年度 90, 428 件)		制度の適切な運用を市町村に促した結果、各改正法施行時点
	4	の運用を促す。	制度の運用を促すことで、地方公			に比べ閲覧・交付件数が減少した状況で推移している。
	7	【22 年度】	共団体の行政の合理化につながる	住民票の写し等の交付件数	住民票の写し等の交付件数	〇住民基本台帳の閲覧件数(平成 18 年 11 月 1 日施行)
			ため、指標として設定。	63, 937, 026 件	62, 953, 698 件	平成 17 年度 1,029,849 件 平成 18 年度 774,401 件
				(20 年度 66, 500, 770 件)		〇住民票の写し等の交付件数(平成19年5月1日施行)
						平成 18 年度 74,090,555 件 平成 19 年度 71,057,478 件
地方公共団体が自	地方公共団体における行政で	文革 各地方公共団体の集	各地方公共団体においては、簡素	地方行革の取組状況調査を	地方行革の取組状況調査を	地方公共団体の今後の自主的な地方行革に資するべく、各種
主的・主体的に地	の取組状況	中改革プランの取組	で効率的な行財政システムを構築	実施し、公表。	実施し、公表。	の状況調査、情報提供等を実施した。集中改革プランを全団
方行革に取り組む		を総括するととも	し、自らの行財政運営について透	集中改革プランの取組状況	集中改革プランの取組状況	
こと			明性を高め、公共サービスの質の		調査を実施し、公表。	募手続制度の制定団体が着実に増加していることから、地方
	5	地方行革に資するべ				公共団体における行政改革の取組が進展していると評価でき
			対話の中で、引き続き自主的に行		手続制度の制定状況調査を	る。
		【22 年度】	政改革に取り組むことが必要と考		実施し、公表。	
			えられるため、取組状況を把握し、			
			情報提供等を行うことを目標とす			
			るもの。			
地域主権の担い手	地方公務員数の推移					国民・住民に一層信頼される地方公務員制度を確立するため
を支える地方公務						に、各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を
員制度が確立する						行ってきた。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体
こと			開等を徹底しながら、各地方公共	,		
		す。	団体が主体的に適正化等の取組を	人)	人)	し、また、給与情報等公表システムによる公表及び人材育成
	6	【22 年度】	進めることが重要。			基本方針の策定状況についても、平成22年度の調査時点で、
			国としては、国民・住民の理解と			平成 23 年度の目標値をほぼ達成するなど、各地方公共団体に
			納得が得られるものとなるよう、			おいて取組が進展していると評価できる。
			必要な情報の提供や技術的助言を			地方公務員制度及びその運用については、国民・住民の理解
			行うことが重要であるとの観点か			と納得が得られることが重要であり、引き続き情報提供及び
			ら、指標を設定。			技術的助言を行い、各地方公共団体における人事管理の適正
			目標(値)については、地方公共			化を促進することが重要である。

総務省22-④ 3/4ページ

				T		総務省22一④ 3/
7	ラスパイレス指数の状況	共団体のラスパイレ ス指数を活用して、 住民及び地方公共団	団体が主体であるため、総務省が 行う取組について記載。 指標の状況についても、目標(値) 同様、各地方公共団体の取組によ るため、参考として記載。	(全団体) のラスパイレス	(全団体)のラスパイレス	
8	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組むよう促す。 【22 年度】		(全団体の 12.0%) に減少・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は 29	制度がある団体は 151 団体 (全団体の 8.4%) に減少 ・重複支給の観点から検討 を要する特殊勤務手当は 18 手当に減少(支給額ベース	
9	人事委員会勧告における地域民 間給与水準の反映等の状況	各人事委員会におい て地域民間給与水準 を適正に反映した勧 告等が行われるよう 促す。 【22 年度】		いて、地域民間給与水準を	ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を 適正に反映した勧告等を行っている。	
10	給与情報等公表システムによる 公表状況	実施率 100% 【23 年度】		97.7% (1,803/1,846) (21年4月30日現在)	97.8% (1,757/1,797) (22年3月31日現在)	
11	地方公共団体の人事制度改革の 状況(任期付採用の実施団体)	正な運営を確保する ため、職員の任用・ 勤務形態の多様化の 取組が進められるよ う促す。	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地域主権型社会に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。		233 団体 (22 年 4 月 1 日現在)	
12	人材育成基本方針の策定状況	実施率 90% 【23 年度】	各地方公共団体において人材育成 方針を策定することで、その方向 へ取り組む効果が生じ、地方公務 員の適正な人事管理につながると 考えられることから、指標として 設定。	(21年4月1日現在)	88.9%(1,597/1,797) (22年4月1日現在)	

<sup>(</sup>注)地方公務員給与の「わたり」とは、①給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うこと、②①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務 表又は給料表を定めること、により、給与を支給することをいう。

達成手段		22 年度	23 年度	関連する 達成手段の概要及び施策目標との関連性						
			予算額	予算額	指標					
1 地域主佐刑社会太政		確立するための施策の実施 変立するための施策の実施	_	18 百万円	1	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについて も、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自				
	「地域工権主任会を確立するための他来の失池			10 日2111		治制度を見直すことが地域主権改革を推進することにつながる。				
						今後の市町村の事務処理方策については、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村等				
		カ 甘 般 の み ル		-	2	との広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できる				
	2 基礎自治体の行財政基盤の強化		_			ようにすることを基本的な考え方としており、各地方公共団体の主体的な取組状況を把握し、必要な情報を提供することに				
						より、地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築に寄与する。				
		<del></del>				住民の利便性の向上が図られる「住基カードの多目的利用」、特にコンビニ交付サービスの活用を促進し住民の利便性・				
3 1	3   住民基本台帳制度の充実強化 		_	10 百万円	3, 4	住基カードの拡大を進めている市町村に対して、委託調査、情報提供、財政措置等を行うことにより、住民の利便の増進等				
					-	地方公共団体に対し、行政改革の取組状況や取組事例に関する情報提供を行うとともに、行政改革の方策を模索すべく研				
4   ±	4 地方行革の推進		17 百万円	15 百万円	5	究会を開催することにより、地方公共団体の行革に資する。				
5 ±	地方公務員制度の塾	效 <b>供</b> 。	30 百万円	円 25 百万円	6, 7, 8, 9,	各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行い、各団体における人事管理が適正化されることは、国民・住				
	他力公务员制度079	登開・九夫	30 日기미	23 日ガロ	10, 11, 12	民に一層信頼される地方公務員制度の確立につながる。				
	政策全体の 総括的な評価	地方自治法の改正や地方行革の取組等により、地方行政体制整備は着実に進められている。また、各地方公共団体に対する必要な情報提供や技術的助言により、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立 に向けた取組が推進されている。今後もこうした地方行政体制の整備により、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、地域主権型社会の確立を目指す。								
		施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)				
		民主党の政権政策 Manifesto 2010	직	平成 22 年 6 月 18 日	「国のかたち」を変える 国内では、大胆な地域主権改革を実行します。地域主権改革は地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組みます。地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改めます。					
関係する施政方針濱 説等内閣の重要政策 (主なもの)	内閣の重要政策	第 177 回国会における菅内閣総理大臣施政方針演 説		平成 23 年 1 月 24 日	(地域主権・郵政改革の推進) 以上の国づくりの三つの理念を推進する土台、それが内閣の大方針である地域主権改革の推進です。改革は、今年大きく前進します。地域が自由に活用できる一括交付金が創設されます。当初、各省から提出された財源はわずか28億円でした。これでは地域の夢は実現できません。各閣僚に強く指示し、来年度は5,120億円、平成24年度は1兆円規模で実施することとなりました。政権交代の大きな成果です。そして、我々の地域主権改革の最終目標はさらに先にあります。今国会では、基礎自治体への権限移譲や総合特区制度の創設を提案します。国の出先機関は、地方による広域実施体制を整備し、移管していきます。既に、九州や関西で広域連合の取組が始まっています。こうした地域初の提案で、地域主権に対する慎重論を吹き飛ばしていきましょう。					
	経験を有する者 の知見の活用	地方行財政検討会議において、地方自治法の抜本的な見直しについて議論いただき、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方(平成 22 年)」として取りまとめるなど、外 部有識者の知見を活用している。								
	政策評価を行う過程 において使用した	・地方公共団体の行政改革等								
政策		http://www.soumu.go.jp/iken/main.html								
		· 広域行政								
資料その他の情報	http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html									
		・「地方公務員の定員・給与の状況等」 http://www.soumu.go.ip/main.sosi		i/iichi gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo html						
		http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html								

<sup>※6~9</sup>の指標については、平成22年度目標設定表において目標(値)等を設定していないため、平成23年度目標設定表を参考に評価を実施している。